

石川県公報

令和 7 年 4 月 15 日（火曜日）

号 外

（第 33 号）

目 次

公 告		教育委員会	
○石川県訓令第11号の公表公告	（人事・組織経営課） 1	○石川県教育委員会訓令第7号の公布公告	14
○石川県訓令第12号の公表公告	（ 同 ） 6	○石川県教育委員会告示第3号の公布公告	19

公 告

石川県訓令第11号の公表公告

石川県公告式条例（昭和25年石川県条例第32号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部人事課の執務室前に掲示して公表した。

令和 7 年 4 月 15 日

石川県知事 馳 浩

石川県訓令第11号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県職員旅費取扱規程（昭和29年石川県訓令甲第144号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

石川県知事 馳 浩

第1条中「条例」といふ。）の下に「及び石川県職員等の旅費に関する規則（昭和三十年石川県人事委員会規則第二号。以下「人事委員会規則」という。）」を加え、「外」を「ほか」に改める。

第2条を次のように改める。

（条例の適用方法）

第一条 条例第二条第九号に規定する行政職給料表による職務の級に相当する職務の級は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める職務の級とする。

一 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十二年石川県条例第三十号）第三条第一項第一号に規定する行政職給料表以外の同項各号に規定する給料表の適用を受ける職員及び石川県技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十五年石川県規則第五十九号）第三条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員別表第一及び別表第二に定める職務の級

二 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年石川県条例第九号。以下「任期付職員条例」という。）第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員 別表第三に定める職務の級

三 任期付職員条例第三条第二項の規定により任期を定めて採用された職員 職務の内容及び行政職給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮して、知事が相当と認める職務の級

四 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年石川県条例第十三号）の適用を受ける職員（次号に掲げる者を除く。） 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則（令和二年石川県人事委員会規則第二号）第八条第一項又は第十三条第一項の規定により知事が決定した職務の級（当該職務の級が行政職給料表以外の給料表による職務の級である場合は、当該職務の級による別表第一に定める職務の級）

五 会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則(令和二年石川県規則第十四号)の適用を受ける職員、会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則第三条及び第五条に規定する知事が別に定める額における職務の級による別表第一に定める職務の級

第3条中「規定する者」や「規定する職員」で、「条例の規定の適用について」や「行政職給料表に相当する職務の級」で、「定める」や「相当と認める職務の級とする」に改める。

第4条の現行し中「または」や「又は」に改め、同条中「第六条及び第七条」や「第八条」に改める。

第5条から第8条までを次のように改める。

(在勤庁の移転に伴う旅行)

第五条 職員が在勤庁の移転に伴い旅行をする必要がある場合には、当該旅行を赴任とみなすことができるものとする。

(最も経済的な通常の経路及び方法)

第六条 条例第六条の最も経済的な通常の経路及び方法は、通常の経路(鉄道、船舶、航空機等の交通手段のうち一般に利用されている経路をいう。)及び方法のうち、一の旅行区間における最も安価なものに限らず、旅行における公務の内容及び日程、当該旅行に係る旅費の総額、旅行者の移動に係る時間等を踏まえて旅行命令権者が適当と判断したものとする。

(鉄道賃)

第七条 条例第九条第一項第一号に掲げる運賃には、鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)第三十四条第一項第四号に掲げる料金を含むものとする。

(航空賃)

第八条 条例第十一条第一項第一号に掲げる運賃には、次に掲げる費用を含むものとする。

一 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百五条又は第百二十九条の二の規定に基づいて、本邦航空運送事業者及び外国人国際航空運送事業者がそれぞれ国土交通大臣の認可又は同大臣への届出により定める料金のうち、航空保険特別料金及びこれに類するもの

二 旅客取扱施設利用料(空港法(昭和三十一年法律第八十号)第十六条第三項(同法附則第五条第一項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により空港法第十五条第三項に規定する指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するものをいう。)及び旅客保安サービス料(指定空港機能施設事業者、成田国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、関西エアポート株式会社等が徴収するものをいう。)並びにこれらに類するもの

三 地方公共団体が管理する空港における前号に相当する費用

四 外国における第一号及び第二号に相当する費用

2 条例第十一条第一項第一号に掲げる運賃の額の上限について、合理的に見積もつた当該運賃と比較して、その上位の級の運賃になることが旅行に係る旅費の総額を勘案し経済的と認められる場合であつて、旅行命令権者が適当と認めるときは、当該上位の級の運賃を支給することができるものとする。

3 赴任の際、条例第十一条第一項第三号に掲げる費用として超過手荷物に係る料金を支給する場合には、当該超過手荷物について、次に掲げる個数、重量及び大きさを上限とする。

一 個数 五個(無料手荷物許容量を含む。)

二 重量 一個当たり三十二キログラム

三 大きさ 無料手荷物許容量として定められた大きさ

第9条の四の現行しを並び、同条を次のように改める。

(その他の交通費)

第九条 人事委員会規則第十七条の費用は、私有車による路程一キロメートルにつき二十八円として計算したものとする。

2 前項の費用は、全路程を通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第10条中中央列記以下の部分を次のように改める。

次に掲げる場合には、条例第二十四条第三項の規定により、職務相当の鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費によらないことができる。

第10条第1号中「の車」を「の車両」に、「とう乗」を「搭乗」に改め、同条第2号中「重症患者移送」を「重症患者の移送」に、「の車」を「の車両」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条を第17条とし、第9条の次に次の7条を加える。

（宿泊費基準額）

第十条 条例第十三条の知事が定める額は、知事にあつては国家公務員等の旅費支給規程（昭和三十五年大蔵省令第四十五号）別表第二に規定する内閣総理大臣等の宿泊費基準額の例により算定した額と、副知事にあつては同表に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額とする。

（家族移転費）

第十一条 条例第十八条第一項の家族移転費の支給に係る家族のうち、小児運賃等（小児に適用される運賃その他の交通費をいう。以下この項において同じ。）が適用される者がある場合は、当該家族に係る家族移転費の額は、当該小児運賃等により算定するものとする。ただし、やむを得ない事情により小児運賃等により旅行することができなかつたときは、この限りでない。

2 条例第十八条第一項の家族移転費のうち、子に係る航空賃に相当する額を算定する場合における第八条第三項第一号の規定の適用については、同号中「五個」とあるのは、「三個」とする。

（死亡手当）

第十二条 遺族が条例第二十条の死亡手当の支給を受ける順位は、人事委員会規則第二十六条第二項に規定する順位に準じて決定するものとする。

（航海日当及び船員食卓料）

第十三条 人事委員会規則第二十四条に規定する航海日当及び船員食卓料の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、別表第四のとおりとする。

2 航海日当及び船員食卓料は、半月又は一月ごとに集計して翌月に支給する。ただし、特に必要があると認めるときは、六日を下らない範囲内の期間ごとに集計し、その集計した日から一月以内に支給するものとする。

（採用された職員が赴任した場合の旅費）

第十四条 採用された職員が赴任した場合において、その者が国若しくは他の都道府県の職員より引き続いて職員となつた場合（国又は他の都道府県及び県の業務の必要上、両者の相互了解のもとに行われる計画的な人事交流によるものに限る。）、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項若しくは第二十二條の五第一項の規定により採用された職員である場合又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員である場合を除くほか、条例第三条第一項の規定にかかわらず、その赴任に伴う旅費は、支給しない。ただし、次の各号に掲げる特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 一 国及び他の都道府県の職員以外の者を、県又はその機関の依頼又は要求により採用した場合
- 二 その他知事が特に必要と認めた場合

（遺族等の旅費）

第十五条 人事委員会規則第二十六条第一項に規定する死亡地には、死亡した地のほか、遺体のある地を含むものとする。

（旅費の調整）

第十六条 条例第二十四条第二項の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 職員の職務の級（知事及び副知事にあつては、その職）が遡つて変更された場合は、当該職員が既に行つた旅行に係る旅費額の増減を行わないものであること。
- 二 旅行者が、公用の宿泊施設、食堂施設等を無料で利用したことにより、人事委員会規則第十九条第一項に規定する宿泊手当の定額を支給することが適当でないと認められる場合は、当該額の全部又は一部を支給しないものであること。

別表を次のように定める。

別表第 1（第 2 条関係）

行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職 給料表	研究職給料表	医療職給料表 (一)	医療職給料表 (二)	医療職給料表 (三)	技能労務職 給料表
9 級	5 級の 5 号給以上	4 級			
8 級	5 級の 4 号給以下	3 級の 5 号給以上			
7 級		3 級の 4 号給以下	7 級	7 級	
6 級	4 級 3 級の 13 号給以上	2 級の 13 号給以上	6 級	6 級	
5 級	3 級の 5 号給から 12 号給まで	2 級の 9 号給から 12 号給まで	5 級	5 級	
4 級	3 級の 4 号給以下	2 級の 8 号給以下 1 級の 25 号給以上			5 級
3 級	2 級の 25 号給以上	1 級の 13 号給から 24 号給まで	4 級 3 級の 5 号給以上	4 級 3 級の 5 号給以上	4 級
2 級	2 級の 9 号給から 24 号給まで 1 級の 45 号給以上	1 級の 12 号給以下	3 級の 4 号給以下 2 級の 9 号給以上	3 級の 4 号給以下 2 級の 29 号給以上	3 級
1 級	2 級の 8 号給以下 1 級の 44 号給以下		2 級の 8 号給以下 1 級	2 級の 28 号給以下 1 級	2 級 1 級

別表第 1 の次に次の 3 表を加える。

別表第 2（第 2 条関係）

地方公務員法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員又は地方公務員法の一部を改正する法律附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員の行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職 給料表	研究職給料表	医療職給料表 (一)	医療職給料表 (二)	医療職給料表 (三)	技能労務職 給料表
9 級		4 級			
8 級	5 級				
7 級		3 級	7 級	7 級	
6 級	4 級		6 級	6 級	
5 級	3 級		5 級	5 級	
4 級		2 級			5 級
3 級	2 級	1 級	4 級 3 級	4 級 3 級	4 級
2 級	1 級		2 級	2 級	3 級
1 級			1 級	1 級	2 級 1 級

別表第 3（第 2 条関係）

任期付職員条例第 3 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員の行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職給料表	任期付職員条例 第 3 条第 1 項第 1 号	任期付職員条例 第 3 条第 1 項第 2 号
9 級	6 級	
8 級	5 級	
7 級	4 級	

6 級	3 級	
5 級	2 級	
4 級	1 級	
3 級		3 級 2 級 1 級
2 級		
1 級		

別表第 4（第13条関係）

航海日当及び船員食卓料

航海日当及び 船員食卓料を 受ける者	支給条件			日額	支給方法
水産課及び水 産 総 合 セ ン ターに所属す る漁業取締船 及び漁業調査 指導船の船員	航海 日当	目的地が「第 1 区内」であると き。	4 級以上の職務に ある者	1,040円	航海が 1 日で終わる場合で、 航海時間が 6 時間未満のとき は、日額の 2 分の 1 に相当す る額を支給する。
			3 級又は 2 級の職 務にある者	950円	
			1 級の職務にある 者（会計年度任用 職員を含む。）	870円	
		目的地が「第 1 区外」であると き。	4 級以上の職務に ある者	1,200円	
			3 級又は 2 級の職 務にある者	1,130円	
			1 級の職務にある 者（会計年度任用 職員を含む。）	1,060円	
	船員 食卓 料	白山丸		960円	(1) 航海中の日数について、 船舶の区分に従い、日額に より支給する。 (2) 航海中を除き、船舶の保 全及び船体又は船具の保守 並びにこれらに関連する 業務に従事した日数につい て、定額により支給する。
		その他の船舶		850円	

備考 目的地の区分は、次に掲げるものとする。

1 第 1 区

本邦並びに東経127度北緯22度、東経135度北緯30度、東経143度北緯32度、東経146度30分北緯40度、東経150度北緯44度、東経146度北緯48度、東経140度北緯48度、東経135度北緯40度、東経130度北緯38度、東経126度北緯34度、東経126度北緯30度、東経122度北緯27度及び東経122度北緯22度の各点を順次に直線で結んでできる折線に囲まれた区域で定けい港の港域（港則法施行令（昭和40年政令第219号）第 1 条に規定する区域（船員法第一条第二項第二号の港の区域の特例に関する政令（昭和23年政令第164号）に基づきこれと異なる定めがある場合についてはその規定するところによる。）をいう。）及び外国の領海を除いた区域

2 第 2 区

東経175度、北緯21度、東経110度及び北緯51度の線により囲まれた区域で第 1 区の区域及び定け

い港の港域を除いた区域

3 第 3 区

東経175度、北緯51度、東経134度及び北緯63度の線により囲まれた区域並びに東経175度、南緯11度、東経94度及び北緯21度の線により囲まれた区域（トンキン湾を含む。）

4 第 4 区

第 1 区、第 2 区、第 3 区及び定けい港の港域以外の区域

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の石川県職員旅費取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

石川県訓令第12号の公表公告

石川県公告式条例（昭和25年石川県条例第32号）第 4 条第 2 項において準用する同条例第 2 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部行政経営課の執務室前に掲示して公表した。

令和 7 年 4 月 15 日

石川県知事 馳 浩

石川県訓令第12号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県処務規程（昭和33年石川県訓令甲第 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

石川県知事 馳 浩

第 6 条第 1 号中「危機管理監室」を削る。

第 7 条第 1 項中「危機管理監」を削り、同条第 2 項中「危機管理監室次長」を削り、同条第 6 項中「産業振興戦略監」を「復興復興戦略監」に改める。

第 8 条第 5 項中「担当課長」の下に「及び組織規則第十二条第四項に規定する部の名称を冠した課長」を加える。

第12条第 4 項中「産業振興戦略監」を削り、「及び担当課長」を「担当課長及び組織規則第十二条第四項に規定する部の名称を冠した課長」に改める。

第70条第 3 項中「人事課長」を「人事・組織経営課長」に改める。

第71条第 4 項中「危機管理監室にあつては危機対策課長、能登半島地震復旧・復興推進部にあつては創造的復興推進課長」を削り、「人事課長」を「人事・組織経営課長」に改める。

第72条の 3 各項及び第72条の 4 第 1 項中「人事課長」を「人事・組織経営課長」に改める。

第77条第 2 項中「第 4 条第 1 項」を「第 1 条第 2 号」に改める。

第80条各項及び第82条第 3 項中「人事課長」を「人事・組織経営課長」に改める。

別表第 1 第 1 号の表部長専決事項の欄第 1 号 1 及び 2 中「委員の任免」の下に「（法令等により特定の職にある者をもつて充てらるゝこととされている委員に係る補欠の委員の任命その他の軽易なものを除く。）」を加え、同欄に次の 1 号を加える。

1111 春秋叙職褒章につづての上申

別表第 1 第 1 号の表課長専決事項の欄第 2 号 1 中「審査機関等の」の下に「委員の任免（法令等により特定の職にある者をもつて充てらるゝこととされている委員に係る補欠の委員の任命その他の軽易なものに限る。）並びに」を加え、同欄第 7 号 5 中「閲覧又は謄写の承認」を「公表」に改め、同表第 2 号の表総務部長専決事項の総務課の欄及び総務課長専決事項の欄を次のように改める。

総務部長専決事項	総務課長専決事項
一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号） 1 外部監査契約の解除 二 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号。子育て支援担当の所管に属する事項を除く。） 1 学校法人及び準学校法人（以下「学校法人等」という。）の行う収益事業の決定 2 学校法人等の寄附行為の認可 3 学校法人等の寄附行為の補充の決定 4 学校法人等の解散の認可 5 学校法人等の合併の認可 6 学校法人等に対する措置命令 7 学校法人等に対する役員又は評議員の解任の勧告 8 学校法人等に対する収益事業の停止命令 三 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号。子育て支援担当の所管に属する事項を除く。） 1 学校法人等に対する収容定員の是正命令、予算の変更の勧告及び役員又は評議員の解職の勧告 四 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号） 1 地方独立行政法人の業務方法書の認可 2 地方独立行政法人の業務に関する料金の上限の認可 3 地方独立行政法人に対する中期目標の指示 4 地方独立行政法人の中期計画の認可 5 地方独立行政法人に対する中期計画の変更命令 6 地方独立行政法人の会計監査人の選任 7 地方独立行政法人の会計監査人の解任 8 地方独立行政法人の短期借入金の借入の認可 9 地方独立行政法人の短期借入金の借換の認可 10 地方独立行政法人の出資等に係る不要財産の納付等の認可 11 地方独立行政法人の重要な財産の譲渡及び担保提供の認可 12 地方独立行政法人に対する不正行為若しくは違法行為等の是正命令又は業務運営の改善命令 13 地方独立行政法人の違法行為等の是正措置に係る報告の受理	一 石川県公印規程（昭和三十一年石川県訓令第二十号） 1 公印の新調、改刻又は廃止の承認 2 知事の印又は県の印の印影の刷り込みの承認 二 地方自治法 1 外部監査契約の解除に関する監査委員の意見の聴取及び告示 2 包括外部監査契約の締結に関する監査委員の意見の聴取及び告示 3 個別外部監査契約の締結に関する監査委員の意見の聴取、告示及び議会への報告 三 石川県公報発行規則（昭和三十三年石川県規則第三十三号） 1 公報販売価格の承認 四 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号） 1 宗教法人の規則の認証 2 宗教法人の規則の変更の認証 3 宗教法人の合併の認証 4 宗教法人の任意解散の認証 五 私立学校法（子育て支援担当の所管に属する事項を除く。） 1 学校法人等の寄附行為の変更の認可 2 学校法人等に対する報告徴収及び立入検査 六 地方独立行政法人法 1 地方独立行政法人の副理事長及び理事の任命の届出の受理 2 地方独立行政法人の副理事長又は理事の解任の届出の受理 3 地方独立行政法人の年度計画の届出の受理 4 地方独立行政法人の財務諸表の承認 5 地方独立行政法人の利益の残余の処理の承認 6 地方独立行政法人の積立金の処理の承認 7 地方独立行政法人の規程の届出の受理 8 地方独立行政法人の役員報酬等の支給の基準の届出の受理 9 地方独立行政法人の報酬等の支給の基準の通知 10 地方独立行政法人の職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準の届出の受理 11 地方独立行政法人の学長を別に任命する大学の学長の任命の届出の受理 12 地方独立行政法人の学長を別に任命する大学の学長の解任の届出の受理

13 地方独立行政法人に対する報告の徴収及び
立入検査

別表第1第2号の表人事課長専決事項の欄中「人事課長専決事項」を「人事・組織経営課長専決事項」に改め、同欄第6号1中「第四十条第三項の規定により」を「第二十四条第三項の規定による」に、「車賃」を「その他の交通費」に改め、同表総務部長専決事項の行政経営課の欄及び行政経営課長専決事項の欄を削り、同表総務部長専決事項の市町支援課の欄及び市町支援課長専決事項の欄の次に次のように加える。

総務部長専決事項	県庁デジタル推進課長専決事項
一 石川県統計調査条例（平成二十一年石川県条例第十五号） 1 県統計調査の実施に関する告示 2 調査票情報の提供の実施（石川県統計調査条例施行規則（平成二十一年石川県規則第八号）第六条第四号に掲げる者に提供する場合に限る。） 二 各庁所管の統計調査功績者の表彰に関する候補者の推薦	一 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号） 1 第四条第一項の規定により知事が行うこととされた事務の処理 二 石川県統計調査条例 1 報告徴収の実施 2 統計調査員の任命 3 立入検査等の実施 4 県統計調査の結果の公表 5 調査票情報の二次利用の実施 6 調査票情報の提供の実施（石川県統計調査条例施行規則第六条第四号に掲げる者に提供する場合を除く。）

別表第1第2号の表危機管理課長専決事項の危機対策課の欄及び同表危機管理課長専決事項の消防保安課の欄中「危機管理監専決事項」を「危機管理部長専決事項」に改め、同表国際交流課長専決事項の欄第1号2中「旅券の作成」を「旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第六条第一項第一号イ、ロ又はハに掲げるもの」に改め、同号7中「一般旅券の作成」を「旅券法施行令第六条第一項第三号イ、ロ又はハに掲げるもの」に改め、同表健康福祉部長専決事項の長寿社会課の欄第3号中5を削り、6を5とし、7から38までを6から37までとし、39から43までを削り、44を38とし、45から65までを39から59までとし、同号66中「介護老人保健施設」の下に「等」を加え、同号中66を60とし、その次に次のように加える。

- 61 第百十五条の四十四の二第一項の規定による介護サービス事業者経営情報の調査、分析及びその内容の公表
- 62 第百十五条の四十四の二第六項の規定による介護サービス事業者に対する報告の徴収等に係る命令
- 63 第百十五条の四十四の二第八項の規定による指定居宅サービス事業者等の指定若しくは介護老人保健施設等の許可の取消し又はその指定若しくは許可の効力の停止

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の長寿社会課の欄第3号中67を64とし、同表健康福祉部長専決事項の障害保健福祉課の欄及び障害保健福祉課長専決事項の欄の次に次のように加える。

健康福祉部長専決事項	地域医療政策課長専決事項
一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号） 1 第十六条の二第一項の規定による臨床研修を実施する病院の指定 2 第十六条の二第四項の規定による臨床研修を実施する病院の指定の取消し 3 第十六条の二第三項の規定による臨床研修病院ごとの研修医の定員の決定 二 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号） 1 第十四条の規定による准看護師の免許の取消	一 医師法 1 第十六条の四第一項の規定による臨床研修病院の管理者又は開設者に対する報告の徴収及び指示 二 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号） 1 第十七条第二項の規定による臨床研修病院の指定を受けようとする病院又は臨床研修病院の実地の調査

し又は業務の停止命令	
2 第十九条第二号の規定による保健師養成所の指定	
3 第二十条第二号の規定による助産師養成所の指定	
4 第二十一条第三号の規定による看護師養成所の指定	
5 第二十二条第二号の規定による准看護師養成所の指定	

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の医療対策課の欄第1号8中「第四十六条の二第一項ただし書」を「第四十六条の五第一項ただし書」に改め、同号9及び10を次のように改める。

9 第四十六条の五第六項ただし書の規定による医療法人の理事に加えるべき管理者の免除の認可

10 第四十六条の六第一項ただし書の規定による医療法人の理事長の認可

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の医療対策課の欄第1号11中「第五十条第一項」を「第五十四条の九第三項」に改め、同号12中「第五十五条第三項」を「第五十五条第六項」に改め、同号13中「第五十七条第四項」を「第五十八条の二第四項」に改め、同号中19及び20を削り、18を19とし、14から17までを15から18までとし、13の次に次のように加える。

14 第六十条の三第四項の規定による医療法人の分割の認可

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の医療対策課の欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同欄に次の1号を加える。

十六 救急救命士法（平成二年法律第三十六号）

1 第三十四条第一号、第二号及び第四号の規定による救急救命士養成所の指定

別表第1第2号の表医療対策課長専決事項の欄中「医療対策課長専決事項」を「医療支援課長専決事項」に改め、同欄第4号2を削り、同表健康福祉部長専決事項の地域医療推進室の欄及び同表地域医療推進室長専決事項の欄を削り、同表健康福祉部長専決事項の健康推進課の欄第1号4中「第八項及び第九項」を「第十項及び第十一項」に改め、同表健康推進課長専決事項の欄第1号4中「第八項」を「第七項」に改め、同号5中「第十七項」を「第十六項」に改め、同号中25を32とし、22から24までを29から31までとし、同号21中「第四十四条の七第六項」を「第四十四条の十一第六項」に改め、同号中21を28とし、同号20中「第四十四条の五第一項」を「第四十四条の六第一項」に改め、同号中20を27とし、19を削り、18を26とし、同号17中「第三十八条第九項」を「第三十八条第十一項」に改め、「による」の下に「第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び」を加え、同号中17を25とし、同号16中「第三十八条第八項」を「第三十八条第十項」に改め、「による」の下に「第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び」を加え、同号中16を24とし、同号15中「第三十八条第七項」の下に「第八項及び第九項」を、「による」の下に「第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び」を加え、同号中15を23とし、同号14中「による」の下に「第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び」を加え、同号中14を22とし、その前に次のように加える。

15 第三十六条の二第一項及び第三項の規定による医療機関等への通知及びその内容の公表

16 第三十六条の三第五項の規定による医療措置協定の内容の公表

17 第三十六条の四の規定による医療機関等の管理者への指示、勧告及び指示に従わない旨の公表

18 第三十六条の五第一項、第二項及び第四項の規定による医療機関等の管理者への報告の要請、厚生労働大臣への報告及びその内容の公表

19 第三十六条の六第二項の規定による検査等措置協定の内容の公表

20 第三十六条の七の規定による病原体等の検査を行つている機関等の管理者への勧告、指示及び指示に従わない旨の公表

21 第三十六条の八第一項及び第三項の規定による病原体等の検査を行つている機関等の管理者への報告の要請、厚生労働大臣への報告及びその内容の公表

別表第1第2号の表健康推進課長専決事項の欄第1号中13を14とし、12を13とし、11を12とし、その前に

次のように加える。

11 第十六条第二項及び第三項の規定による市町長への協力依頼及び情報提供

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の薬事衛生課の欄第8号を次のように改める。

八 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十四号)

1 第十二条の六第一項の規定による第一種大麻草採取栽培者に対する免許の取消し又は大麻草の栽培の中止の命令

別表第1第2号の表薬事衛生課長専決事項の欄第8号を次のように改める。

八 大麻草の栽培の規制に関する法律

1 第五条第一項の規定による第一種大麻草採取栽培者の免許

2 第十一条ただし書の規定による栽培地外への大麻の持出しの許可

3 第十二条の六第二項及び第十二条の七第四項の規定による第一種大麻草採取栽培者名簿の登録の抹消

4 第二十二条の三第一項の規定による報告の要請、立入検査及び大麻等の収去

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の子育て支援課の欄第5号及び第6号を次のように改める。

五 私立学校法(子育て支援担当の所管に属する事項に限る。)

1 学校法人の行う収益事業の決定

2 学校法人の寄附行為の認可

3 学校法人の寄附行為の補充の決定

4 学校法人の解散の認可

5 学校法人の合併の認可

6 学校法人に対する措置命令

7 学校法人に対する役員又は評議員の解任の勧告

8 学校法人に対する収益事業の停止命令

六 私立学校振興助成法(子育て支援担当の所管に属する事項に限る。)

1 学校法人に対する収容定員の是正命令、予算の変更の勧告及び役員又は評議員の解職の勧告

別表第1第2号の表子育て支援課長専決事項の欄第7号1中「第四十五条の規定による」を削り、同号2中「第六十三条第一項の規定による」を「学校法人に対する」に改め、同表生活環境部長専決事項の資源循環推進課の欄第3号中「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に改め、同表商工労働部長専決事項の産業立地課の欄第1号1中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同号2及び3中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同表農林水産部長専決事項の農業経営戦略課の欄第6号3中「第六条第六項」を「第六条第五項」に改め、同欄第7号4及び5を削り、同表農業経営戦略課長専決事項の欄第5号1中「第九条第二項」を「第十条第二項」に改め、同欄中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

六 農地中間管理事業の推進に関する法律

1 第十八条第一項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可

2 第十八条第七項の規定による農業委員会への通知及び公告

別表第1第2号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第21号までを2号ずつ繰り上げ、同欄第22号1中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同号2中「第十四条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同号3及び4を削り、同号5中「第三十六条」を「第三十三条」に改め、同号中5を3とし、同号6中「第三十九条」を「第三十四条」に改め、同号中6を4とし、同号を同欄第20号とし、同欄第23号1中「第八条」を「第十条」に改め、同号2中「第九条」を「第十一条」に改め、同号を同欄第21号とし、同欄中第24号を第22号とし、第25号を第23号とし、同表建築住宅課長専決事項の欄第2号中5を7とし、4を6とし、その前に次のように加える。

4 第五百三十七条の十二第六項の規定による大規模な修繕又は大規模な模様替を行う既存不適格建築物に係る敷地等と道路の関係に関する制限の適用除外の認定

5 第五百三十七条の十二第七項の規定による大規模な修繕又は大規模な模様替を行う既存不適格建築物に係る道路内の建築制限の適用除外の認定

別表第 1 第 2 号の表建築住宅課長専決事項の欄中第 7 号及び第 8 号を削り、第 9 号を第 7 号とし、第 10 号から第 12 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同欄第 13 号中 3 を削り、4 を 3 とし、同号を同欄第 11 号とし、同欄中第 14 号を第 12 号とし、第 15 号から第 27 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

別表第 2 こころの健康センター所長の項の次に次のように加える。

いしかわ動物愛護センター所長	一 いしかわ動物愛護センター条例施行規則（令和六年石川県規則第二十五号） 1 第二条第三項の規定による開館時間の変更又は休館若しくは開館 2 第二条第四項ただし書の規定によるドッグラン等を使用に供する時間の変更
----------------	--

別表第 2 農林総合事務所長の項第 20 号を同項第 21 号とし、同項第 19 号 1 中「第十三条第二項第一号又は第二十一条の八第一号」を「第十三条第三項第一号」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同号 2 中「第二十三条の十の規定による森林法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため」を「第二十二條の四第五項の規定による森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により」に改め、同号を同項第 20 号とし、同項中第 18 号を第 19 号とし、第 13 号から第 17 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 12 号の次に次の 1 号を加える。

十三 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）

- 1 第十二条第一項の規定による工事の許可
- 2 第十二条第三項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加
- 3 第十二条第四項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表
- 4 第十四条第二項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付又は不許可の通知
- 5 第十五条第一項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工事の協議
- 6 第十六条第一項の規定による工事の計画の変更の許可
- 7 第十六条第二項の規定による工事の計画の変更の届出の受理
- 8 第十七条第一項の規定による工事の完了検査
- 9 第十七条第二項の規定による工事の完了の検査済証の交付
- 10 第十七条第四項の規定による工事の完了の確認
- 11 第十七条第五項の規定による工事の完了の確認済証の交付
- 12 第十八条第一項の規定による特定工程に係る工事の中間検査
- 13 第十八条第二項の規定による特定工程に係る中間検査合格証の交付
- 14 第十九条第一項の規定による工事の定期報告の受理
- 15 第二十条第一項の規定による工事の許可の取消し
- 16 第二十条第二項の規定による工事の施行の停止又は災害防止措置の命令
- 17 第二十条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の命令
- 18 第二十条第四項の規定による工事の施行の停止又は作業の停止の命令
- 19 第二十条第五項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の全部又は一部の執行及び公告
- 20 第二十条第六項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の執行に要した費用を工事主等又は土地所有者等に負担させる措置
- 21 第二十一条第一項の規定による工事の届出の受理
- 22 第二十一条第二項の規定による公表
- 23 第二十一条第三項の規定による工事の届出の受理
- 24 第二十一条第四項の規定による公共施設用地の宅地又は農地等への転用の届出の受理
- 25 第二十一条第二項の規定による災害の防止のため必要な措置の勧告
- 26 第二十三条第一項及び第二項の規定による改善命令
- 27 第二十四条第一項の規定による立入検査

- 28 第二十五条の規定による報告の徴取
- 29 第二十七条第一項の規定による工事の届出の受理
- 30 第二十七条第二項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表
- 31 第二十七条第三項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告
- 32 第二十七条第四項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令
- 33 第二十八条第一項の規定による工事の計画の変更の届出の受理
- 34 第三十条第一項の規定による工事の許可
- 35 第三十条第三項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加
- 36 第三十条第四項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表
- 37 第三十三条第二項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工事の許可証の交付又は不許可の通知
- 38 第三十四条第一項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工事の協議
- 39 第三十五条第一項の規定による工事の計画の変更の許可
- 40 第三十五条第二項の規定による工事の計画の変更の届出の受理
- 41 第三十六条第一項の規定による工事の完了検査
- 42 第三十六条第二項の規定による工事の完了の検査済証の交付
- 43 第三十六条第四項の規定による工事の完了の確認
- 44 第三十六条第五項の規定による工事の完了の確認済証の交付
- 45 第三十七条第一項の規定による特定工程に係る工事の中間検査
- 46 第三十七条第二項の規定による特定工程に係る中間検査合格証の交付
- 47 第三十八条第一項の規定による工事の定期報告の受理
- 48 第三十九条第一項の規定による工事の許可の取消し
- 49 第三十九条第二項の規定による工事の施行の停止又は災害防止措置の命令
- 50 第三十九条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の命令
- 51 第三十九条第四項の規定による工事の施行の停止又は作業の停止の命令
- 52 第三十九条第五項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の全部又は一部の執行及び公告
- 53 第三十九条第六項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の執行に要した費用を工事主等又は土地所有者等に負担させる措置
- 54 第四十条第一項の規定による工事の届出の受理
- 55 第四十条第二項の規定による公表
- 56 第四十条第三項の規定による工事の届出の受理
- 57 第四十条第四項の規定による公共施設用地の宅地又は農地等への転用の届出の受理
- 58 第四十一条第二項の規定による災害の防止のため必要な措置の勧告
- 59 第四十二条第一項及び第二項の規定による改善命令
- 60 第四十三条第一項の規定による立入検査
- 61 第四十四条の規定による報告の徴取

別添第2土木設計事務所等の通称43号2号「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改め、同通称52号「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同号1号「第十一条」を「第十三条」に改め、同号2号「第二十五条第一項（第二十八条）」を「第二十四条第一項（第二十七条）」に改め、同号3号「第二十九条」を「第二十八条」に改め、同号4号並びに、同号を同通称53号とし、同通称51号「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号1号「第八条」を「第七条」に改め、同号2号「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同号3号「第十二条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同号4号「第十二条第四項」を「第十一条第四項」に改め、同号5号「第十二条第五項」を「第十一条第五項」に改め、同号6号「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同号7号「第十三条第四項」を「第十二条第四項」に改め、同号8号「第十三条第五項」を「第十二条第五項」に改め、同号9号「第十三条第六項」を「第十二条第六項」に改め、同号中10及び11を

削り、同号12中「第十七条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号中12を10とし、13から17までを削り、同号18中「第三十五条第一項（第三十六条第二項）を「第三十条第一項（第三十一条第二項）に改め、同号中18を11とし、同号19中「第三十五条第三項（第三十六条第二項）を「第三十条第三項（第三十一条第二項）に改め、同号中19を12とし、同号20中「第三十七条」を「第三十一条」に改め、同号中20を13とし、21から23までを削り、同号を同項第52号とし、同項中第50号を第51号とし、第46号から第49号までを1号ずつ繰り下げ、第45号の次に次の1号を加える。

四十六 宅地造成及び特定盛土等規制法

- 1 第十二条第一項の規定による工事の許可
- 2 第十二条第三項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加
- 3 第十二条第四項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表
- 4 第十四条第二項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付又は不許可の通知
- 5 第十五条第一項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工事の協議
- 6 第十六条第一項の規定による工事の計画の変更の許可
- 7 第十六条第二項の規定による工事の計画の変更の届出の受理
- 8 第十七条第一項の規定による工事の完了検査
- 9 第十七条第二項の規定による工事の完了の検査済証の交付
- 10 第十七条第四項の規定による工事の完了の確認
- 11 第十七条第五項の規定による工事の完了の確認済証の交付
- 12 第十八条第一項の規定による特定工程に係る工事の中間検査
- 13 第十八条第二項の規定による特定工程に係る中間検査合格証の交付
- 14 第十九条第一項の規定による工事の定期報告の受理
- 15 第二十条第一項の規定による工事の許可の取消し
- 16 第二十条第二項の規定による工事の施行の停止又は災害防止措置の命令
- 17 第二十条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の命令
- 18 第二十条第四項の規定による工事の施行の停止又は作業の停止の命令
- 19 第二十条第五項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の全部又は一部の執行及び公告
- 20 第二十条第六項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の執行に要した費用を工事主等又は土地所有者等に負担させる措置
- 21 第二十一条第一項の規定による工事の届出の受理
- 22 第二十一条第二項の規定による公表
- 23 第二十一条第三項の規定による工事の届出の受理
- 24 第二十一条第四項の規定による公共施設用地の宅地又は農地等への転用の届出の受理
- 25 第二十一条第二項の規定による災害の防止のため必要な措置の勧告
- 26 第二十三条第一項及び第二項の規定による改善命令
- 27 第二十四条第一項の規定による立入検査
- 28 第二十五条の規定による報告の徴取
- 29 第二十七条第一項の規定による工事の届出の受理
- 30 第二十七条第二項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表
- 31 第二十七条第三項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告
- 32 第二十七条第四項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令
- 33 第二十八条第一項の規定による工事の計画の変更の届出の受理
- 34 第三十条第一項の規定による工事の許可
- 35 第三十条第三項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加
- 36 第三十条第四項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表
- 37 第三十三条第二項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工事の許可証の交付又は不許可の通知

- 38 第三十四条第一項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工事の協議
 39 第三十五条第一項の規定による工事の計画の変更の許可
 40 第三十五条第二項の規定による工事の計画の変更の届出の受理
 41 第三十六条第一項の規定による工事の完了検査
 42 第三十六条第二項の規定による工事の完了の検査済証の交付
 43 第三十六条第四項の規定による工事の完了の確認
 44 第三十六条第五項の規定による工事の完了の確認済証の交付
 45 第三十七条第一項の規定による特定工程に係る工事の中間検査
 46 第三十七条第二項の規定による特定工程に係る中間検査合格証の交付
 47 第三十八条第一項の規定による工事の定期報告の受理
 48 第三十九条第一項の規定による工事の許可の取消し
 49 第三十九条第二項の規定による工事の施行の停止又は災害防止措置の命令
 50 第三十九条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の命令
 51 第三十九条第四項の規定による工事の施行の停止又は作業の停止の命令
 52 第三十九条第五項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の全部又は一部の執行及び公告
 53 第三十九条第六項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の執行に要した費用を工事主等又は土地所有者等に負担させる措置
 54 第四十条第一項の規定による工事の届出の受理
 55 第四十条第二項の規定による公表
 56 第四十条第三項の規定による工事の届出の受理
 57 第四十条第四項の規定による公共施設用地の宅地又は農地等への転用の届出の受理
 58 第四十一条第二項の規定による災害の防止のため必要な措置の勧告
 59 第四十二条第一項及び第二項の規定による改善命令
 60 第四十三条第一項の規定による立入検査
 61 第四十四条の規定による報告の徴取

別記様式第27号中「人事課長 殿」を「人事・組織経営課長 様」に改める。

別記様式第27号の5及び別記様式第27号の6中「人事課長」を「人事・組織経営課長」に改める。

別記様式第29号の3中「殿」を「様」に、「人事課長」を「人事・組織経営課長」に、

「人事課記入欄」を「人事・組織経営課記入欄」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会

石川県教育委員会訓令第7号の布告

石川県教育委員会公告式規則（昭和31年石川県教育委員会規則第4号）第2条第3項ただし書の規定により、次のとおり事務局前の掲示場に掲示して公布した。

令和 7 年 4 月 15 日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会訓令第 7 号

庁 中 一 般
出 先 機 関
学 校 以 外 の 教 育 機 関

石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

石 川 県 教 育 委 員 会

第 1 条中「〔条例〕という。）」の次に「及び石川県職員等の旅費に関する規則（昭和30年石川県人事委員会規則第 2 号。以下「人事委員会規則」という。）」を加え、同条中「（という。）及び」を「（という。）並びに」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（条例の適用方法）

第 2 条 条例第 2 条第 9 号に規定する行政職給料表による職務の級に相当する職務の級は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める職務の級とする。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年石川県条例第30号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する行政職給料表以外の同項各号に規定する給料表の適用を受ける職員及び石川県技能労務職員の給与に関する規則（昭和35年石川県規則第59号）第 3 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員 別表第 1 及び別表第 2 に定める職務の級
- (2) 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成17年石川県条例第 9 号。以下「任期付職員条例」という。）第 3 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員 別表第 3 に定める職務の級
- (3) 任期付職員条例第 3 条第 2 項の規定により任期を定めて採用された職員 職務の内容及び行政職給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮して、教育委員会が相当と認める職務の級
- (4) 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年石川県条例第13号）の適用を受ける職員（次号に掲げる者を除く。） 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則（令和 2 年石川県人事委員会規則第 2 号）第 8 条第 1 項又は第13条第 1 項の規定により任命権者が決定した職務の級（当該職務の級が行政職給料表以外の給料表による職務の級である場合は、当該職務の級による別表第 1 に定める職務の級）
- (5) 会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則（令和 2 年石川県規則第14号）の適用を受ける職員 会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則第 3 条及び第 5 条に規定する知事が別に定める額における職務の級による別表第 1 に定める職務の級

第 3 条中「規定する者」を「規定する職員」に、「条例の規定の適用について」を「行政職給料表に相当する職務の級」に、「学識経験」を「学識、経験」に、「定める」を「相当と認める職務の級とする」に改める。

第 4 条中「臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例」を「臨時または非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に、「第 6 条及び第 7 条」を「第 8 条」に改める。

第 5 条から第 8 条までを次のように改める。

（在勤庁の移転に伴う旅行）

第 5 条 職員が在勤庁の移転に伴い旅行をする必要がある場合には、当該旅行を赴任とみなすことができるものとする。

（最も経済的な通常の経路及び方法）

第 6 条 条例第 6 条の最も経済的な通常の経路及び方法は、通常の経路（鉄道、船舶、航空機等の交通手段のうち一般に利用されている経路をいう。）及び方法のうち、一の旅行区間における最も安価なものに限らず、旅行における公務の内容及び日程、当該旅行に係る旅費の総額、旅行者の移動に係る時間等を踏まえて旅行命令権者が相当と判断したものとする。

（鉄道賃）

第 7 条 条例第 9 条第 1 項第 1 号に掲げる運賃には、鉄道事業法施行規則（昭和 62 年運輸省令第 6 号）第 34 条第 1 項第 4 号に掲げる料金を含むものとする。

（航空賃）

第 8 条 条例第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる運賃には、次に掲げる費用を含むものとする。

（1） 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 105 条又は第 129 条の 2 の規定に基づいて、本邦航空運送事業者及び外国人国際航空運送事業者がそれぞれ国土交通大臣の認可又は同大臣への届出により定める料金のうち、航空保険特別料金及びこれに類するもの

（2） 旅客取扱施設利用料（空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 16 条第 3 項（同法附則第 5 条第 1 項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成 23 年法律第 54 号）第 32 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により空港法第 15 条第 3 項に規定する指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するものをいう。）及び旅客保安サービス料（指定空港機能施設事業者、成田国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、関西エアポート株式会社等が徴収するものをいう。）並びにこれらに類するもの

（3） 地方公共団体が管理する空港における前号に相当する費用

（4） 外国における第 1 号及び第 2 号に相当する費用

2 条例第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる運賃の額の上限について、合理的に見積もつた当該運賃と比較して、その上位の級の運賃によることが旅行に係る旅費の総額を勘案し経済的と認められる場合であつて、旅行命令権者が適当と認めるときは、当該上位の級の運賃を支給することができるものとする。

3 赴任の際、条例第 11 条第 1 項第 3 号に掲げる費用として超過手荷物に係る料金を支給する場合には、当該超過手荷物について、次に掲げる個数、重量及び大きさを上限とする。

（1） 個数 5 個（無料手荷物許容量を含む。）

（2） 重量 1 個当たり 32 キログラム

（3） 大きさ 無料手荷物許容量として定められた大きさ

第 9 条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（その他の交通費）

第 9 条 人事委員会規則第 17 条の費用は、私有車による路程 1 キロメートルにつき 28 円として計算したものとする。

2 前項の費用は、全路程を通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に 1 キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第 10 条中各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる場合には、条例第 24 条第 3 項の規定により、職務相当の鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費によらないことができる。

第 10 条第 1 号中「者」を「職員」に、「の車」を「の車両」に、「とう乗」を「搭乗」に改め、同条第 2 号中「重症患者移送」を「重症患者の移送」に、「の車」を「の車両」に改め、同条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同条を第 15 条とする。

第 9 条の次に次の 5 条を加える。

（家族移転費）

第 10 条 条例第 18 条第 1 項の家族移転費の支給に係る家族のうち、小児運賃等（小児に適用される運賃その他の交通費をいう。以下この項において同じ。）が適用される者がある場合は、当該家族に係る家族移転費の額は、当該小児運賃等により算定するものとする。ただし、やむを得ない事情により小児運賃等により旅行することができなかつたときは、この限りでない。

2 条例第 18 条第 1 項の家族移転費のうち、子に係る航空賃に相当する額を算定する場合における第 8 条第 3 項第 1 号の規定の適用については、同号中「5 個」とあるのは、「3 個」とする。

（死亡手当）

第 11 条 遺族が条例第 20 条の死亡手当の支給を受ける順位は、人事委員会規則第 26 条第 2 項に規定する順位に準じて決定するものとする。

（採用された職員が赴任した場合の旅費）

第12条 採用された職員が赴任した場合において、その者が国若しくは他の都道府県の職員より引き続いて職員となつた場合（国又は他の都道府県及び県の業務の必要上、両者の相互了解のもとに行われる計画的な人事交流によるものに限る。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項の規定により採用された職員である場合又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員である場合を除くほか、条例第3条第1項の規定にかかわらず、その赴任に伴う旅費は、支給しない。ただし、次の各号に掲げる特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 国及び他の都道府県の職員以外の者を、県又はその機関の依頼又は要求により採用した場合

(2) その他教育委員会が特に必要と認めた場合

（遺族等の旅費）

第13条 人事委員会規則第26条第1項に規定する死亡地には、死亡した地のほか、遺体のある地を含むものとする。

（旅費の調整）

第14条 条例第24条第2項の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 職員の職務の級が遡つて変更された場合は、当該職員が既に行つた旅行に係る旅費額の増減を行わないものであること。

(2) 旅行者が、公用の宿泊施設、食堂施設等を無料で利用したことにより、人事委員会規則第19条第1項に規定する宿泊手当の定額を支給することが適当でないと認められる場合は、当該額の全部又は一部を支給しないものであること。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職 給料表	教育職 給料表（一）	教育職 給料表（二）	研究職 給料表	医療職 給料表（一）	医療職 給料表（二）	医療職 給料表（三）	技能労務職 給料表
9級			5級の5号 給以上	4級			
8級			5級の4号 給以下	3級の5号 給以上			
7級				3級の4号 給以下	7級	7級	
6級	5級	5級	4級 3級の13号 給以上	2級の13号 給以上	6級	6級	
5級	4級	4級	3級の5号 給から12号 給まで	2級の9号 給から12号 給まで	5級	5級	
4級	3級 2級の73号 給以上	3級 2級の85号 給以上	3級の4号 給以下	2級の8号 給以下 1級の25号 給以上			5級
3級	2級の33号 給から72号 給まで	2級の45号 給から84号 給まで	2級の25号 給以上	1級の13号 給から24号 給まで	4級 3級の5号 給以上	4級 3級の5号 給以上	4級
2級	2級の17号 給から32号	2級の29号 給から44号	2級の9号 給から24号	1級の12号 給以下	3級の4号 給以下	3級の4号 給以下	3級

	給まで	給まで	給まで 1 級の 45 号 給以上		2 級の 9 号 給以上	2 級の 29 号 給以上	
1 級	2 級の 16 号 給以下 1 級	2 級の 28 号 給以下 1 級	2 級の 8 号 給以下 1 級の 44 号 給以下		2 級の 8 号 給以下 1 級	2 級の 28 号 給以下 1 級	2 級 1 級

別表第 1 の次に次の 2 表を加える。

別表第 2 （第 2 条関係）

地方公務員法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員又は地方公務員法の一部を改正する法律附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員の行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職 給料表	教育職 給料表（一）	教育職 給料表（二）	研究職 給料表	医療職 給料表（一）	医療職 給料表（二）	医療職 給料表（三）	技能労務職 給料表
9 級				4 級			
8 級			5 級				
7 級				3 級	7 級	7 級	
6 級	5 級	5 級	4 級		6 級	6 級	
5 級	4 級	4 級	3 級		5 級	5 級	
4 級	3 級	3 級		2 級			5 級
3 級	2 級	2 級	2 級	1 級	4 級 3 級	4 級 3 級	4 級
2 級			1 級		2 級	2 級	3 級
1 級	1 級	1 級			1 級	1 級	2 級 1 級

別表第 3 （第 2 条関係）

任期付職員条例第 3 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員の行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職 給料表	任期付職員条例 第 3 条第 1 項第 1 号	任期付職員条例 第 3 条第 1 項第 2 号
9 級	6 級	
8 級	5 級	
7 級	4 級	
6 級	3 級	
5 級	2 級	
4 級	1 級	
3 級		3 級 2 級 1 級
2 級		
1 級		

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅

行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

石川県教育委員会告示第 3 号の布告

石川県教育委員会公告式規則（昭和31年石川県教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 3 項ただし書の規定により、次のとおり事務局前の掲示場に掲示して公布した。

令和 7 年 4 月 15 日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第 3 号

石川県公立学校職員旅費取扱規程（昭和37年石川県教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

石 川 県 教 育 委 員 会

第 1 条中「〔条例〕という。）」の次に「及び石川県職員等の旅費に関する規則（昭和30年石川県人事委員会規則第 2 号。以下「人事委員会規則」という。）」を加える。

第 2 条を次のように改める。

（条例の適用方法）

第 2 条 条例第 2 条第 9 号に規定する行政職給料表による職務の級に相当する職務の級は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める職務の級とする。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年石川県条例第30号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する行政職給料表以外の同項各号に規定する給料表の適用を受ける職員及び石川県技能労務職員の給与に関する規則（昭和35年石川県規則第59号）第 3 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員 別表第 1 及び別表第 2 に定める職務の級

(2) 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成17年石川県条例第 9 号。以下「任期付職員条例」という。）第 3 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員 別表第 3 に定める職務の級

(3) 任期付職員条例第 3 条第 2 項の規定により任期を定めて採用された職員 職務の内容及び行政職給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮して、教育委員会が相当と認める職務の級

(4) 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年石川県条例第13号）の適用を受ける職員（次号に掲げる者を除く。） 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則（令和 2 年石川県人事委員会規則第 2 号）第 8 条第 1 項又は第13条第 1 項の規定により任命権者が決定した職務の級（当該職務の級が行政職給料表以外の給料表による職務の級である場合は、当該職務の級による別表第 1 に定める職務の級）

(5) 会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則（令和 2 年石川県規則第14号）の適用を受ける職員 会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則第 3 条及び第 5 条に規定する知事が別に定める額における職務の級による別表第 1 に定める職務の級

第 3 条中「規定する者」を「規定する職員」に、「条例の規定の適用について」を「行政職給料表に相当する職務の級」に、「学識経験」を「学識、経験」に、「定める」を「相当と認める職務の級とする」に改める。

第 4 条中「臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例」を「臨時または非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に、「第 6 条及び第 7 条」を「第 8 条」に改める。

第 5 条から第 9 条までを次のように改める。

（在勤庁の移転に伴う旅行）

第 5 条 職員が在勤庁の移転に伴い旅行をする必要がある場合には、当該旅行を赴任とみなすことができるものとする。

（最も経済的な通常の経路及び方法）

第 6 条 条例第 6 条の最も経済的な通常の経路及び方法は、通常の経路（鉄道、船舶、航空機等の交通手段のうち一般に利用されている経路をいう。）及び方法のうち、一の旅行区間における最も安価なものに限らず、旅行における公務の内容及び日程、当該旅行に係る旅費の総額、旅行者の移動に係る時間等を踏まえ

て旅行命令権者が適当と判断したものとする。

（鉄道賃）

第7条 条例第9条第1項第1号に掲げる運賃には、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第34条第1項第4号に掲げる料金を含むものとする。

（航空賃）

第8条 条例第11条第1項第1号に掲げる運賃には、次に掲げる費用を含むものとする。

（1）航空法（昭和27年法律第231号）第105条又は第129条の2の規定に基づいて、本邦航空運送事業者及び外国人国際航空運送事業者がそれぞれ国土交通大臣の認可又は同大臣への届出により定める料金のうち、航空保険特別料金及びこれに類するもの

（2）旅客取扱施設利用料（空港法（昭和31年法律第80号）第16条第3項（同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により空港法第15条第3項に規定する指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するものをいう。）及び旅客保安サービス料（指定空港機能施設事業者、成田国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、関西エアポート株式会社等が徴収するものをいう。）並びにこれらに類するもの

（3）地方公共団体が管理する空港における前号に相当する費用

（4）外国における第1号及び第2号に相当する費用

2 条例第11条第1項第1号に掲げる運賃の額の上限について、合理的に見積もつた当該運賃と比較して、その上位の級の運賃によることが旅行に係る旅費の総額を勘案し経済的と認められる場合であつて、旅行命令権者が適当と認めるときは、当該上位の級の運賃を支給することができるものとする。

3 赴任の際、条例第11条第1項第3号に掲げる費用として超過手荷物に係る料金を支給する場合には、当該超過手荷物について、次に掲げる個数、重量及び大きさを上限とする。

（1）個数 5個（無料手荷物許容量を含む。）

（2）重量 1個当たり32キログラム

（3）大きさ 無料手荷物許容量として定められた大きさ

（その他の交通費）

第9条 人事委員会規則第17条の費用は、私有車による路程1キロメートルにつき28円として計算したものとする。

2 前項の費用は、全路程を通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第10条の前の見出し及び同条を削る。

第11条中各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる場合には、条例第24条第3項の規定により、職務相当の鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費によらないことができる。

第11条第1号中「の車」を「の車両」に、「乗船し看護」を「乗船し、看護」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条を第15条とする。

第9条の次に次の5条を加える。

（家族移転費）

第10条 条例第18条第1項の家族移転費の支給に係る家族のうち、小児運賃等（小児に適用される運賃その他の交通費をいう。以下この項において同じ。）が適用される者がある場合は、当該家族に係る家族移転費の額は、当該小児運賃等により算定するものとする。ただし、やむを得ない事情により小児運賃等により旅行することができなかつたときは、この限りでない。

2 条例第18条第1項の家族移転費のうち、子に係る航空賃に相当する額を算定する場合における第8条第3項第1号の規定の適用については、同号中「5個」とあるのは、「3個」とする。

（死亡手当）

第11条 遺族が条例第20条の死亡手当の支給を受ける順位は、人事委員会規則第26条第2項に規定する順位に準じて決定するものとする。

（採用された職員が赴任した場合の旅費）

第12条 採用された職員が赴任した場合において、その者が国若しくは他の都道府県の職員より引き続いて職員となつた場合（国又は他の都道府県及び県の業務の必要上、両者の相互了解のもとに行われる計画的な人事交流によるものに限る。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項の規定により採用された職員である場合又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員である場合を除くほか、条例第3条第1項の規定にかかわらず、その赴任に伴う旅費は、支給しない。ただし、次の各号に掲げる特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 国及び他の都道府県の職員以外の者を、県又はその機関の依頼又は要求により採用した場合

(2) その他教育委員会が特に必要と認めた場合

（遺族等の旅費）

第13条 人事委員会規則第26条第1項に規定する死亡地には、死亡した地のほか、遺体のある地を含むものとする。

（旅費の調整）

第14条 条例第24条第2項の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 職員の職務の級が遡つて変更された場合は、当該職員が既に行つた旅行に係る旅費額の増減を行わないものであること。

(2) 旅行者が、公用の宿泊施設、食堂施設等を無料で利用したことにより、人事委員会規則第19条第1項に規定する宿泊手当の定額を支給することが適当でないと認められる場合は、当該額の全部又は一部を支給しないものであること。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職 給料表	教育職給料表（一）	教育職給料表（二）	医療職給料表（二）	技能労務職給料表
9級				
8級				
7級			7級	
6級	5級	5級	6級	
5級	4級	4級	5級	
4級	3級 2級の73号給以上	3級 2級の85号給以上		5級
3級	2級の33号給から72号給まで	2級の45号給から84号給まで	4級 3級の5号給以上	4級
2級	2級の17号給から32号給まで	2級の29号給から44号給まで	3級の4号給以下 2級の9号給以上	3級
1級	2級の16号給以下 1級	2級の28号給以下 1級	2級の8号給以下 1級	2級 1級

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第2条関係）

地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員又は地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員の行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職 給料表	教育職給料表（一）	教育職給料表（二）	医療職給料表（二）	技能労務職給料表
9級				

8 級				
7 級			7 級	
6 級	5 級	5 級	6 級	
5 級	4 級	4 級	5 級	
4 級	3 級	3 級		5 級
3 級	2 級	2 級	4 級 3 級	4 級
2 級			2 級	3 級
1 級	1 級	1 級	1 級	2 級 1 級

別表第 3（第 2 条関係）

任期付職員条例第 3 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員の行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職 給料表	任期付職員条例 第 3 条第 1 項第 1 号	任期付職員条例 第 3 条第 1 項第 2 号
9 級	6 級	
8 級	5 級	
7 級	4 級	
6 級	3 級	
5 級	2 級	
4 級	1 級	
3 級		3 級 2 級 1 級
2 級		
1 級		

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の石川県公立学校職員旅費取扱規程の規定は、この告示の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。